

【第5節】安全で安心な医療サービスの提供

1. 医療安全対策

現状と課題

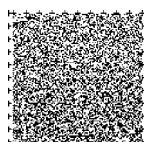
(1) 医療安全体制の整備

- 近年、全国的に医療事故や院内感染が相次いで発生する中、医療技術の高度化、医療提供の体制整備、医療従事者の待遇等、「医療の質」に対する関心が高まってきており、一層の医療の安全性や信頼性の向上・確保が求められています。
- こうした中、平成19年4月から、病院、診療所及び助産所においては、安全管理体制の整備が管理者の義務として医療法に明確に位置づけられました。

医療機関の管理者に対する医療安全確保の義務付け

- ・安全管理体制の整備
- ・院内感染制御体制の整備
- ・医薬品・医療機器の安全使用、管理体制の整備

- 特定機能病院、独立行政法人国立病院機構の設立する病院等については、医療事故等の事案が発生した際には、医療機能評価機構への報告が義務づけられています。
- 県内の病院における医療安全体制について、安全管理のための委員会や医療事故等の院内報告制度を全病院が整備しています。
- また、平成27年10月から、医療事故^{*1}が発生した医療機関内において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで医療事故の再発防止（他の医療機関で起きるかもしれない同様の事故を防止すること）につなげる、医療事故調査制度が始まりました。
- 院内感染対策については、各施設において指針の整備（マニュアル作成）、委員会の設置（入院・入所施設を有する場合）、従事者に対する研修、院内感染発生状況の報告及び改善のための方策を実施するよう医療法に定められており、これらについては概ね体制が整っています。アウトブレイク^{*2}時など自施設では対応が困難な場合に備え、地域の医療機関間の支援ネットワークの構築も進んでいます。



〔 病院の安全管理体制整備状況 〕

| | 和歌山 | 那賀 | 橋本 | 有田 | 御坊 | 田辺 | 新宮 | 合計 |
|---------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 安全管理のための委員会 | 43 | 8 | 5 | 6 | 4 | 9 | 8 | 83 |
| 指針（マニュアル等）の整備 | 43 | 8 | 5 | 6 | 4 | 9 | 8 | 83 |
| 安全管理の責任者 | 43 | 8 | 5 | 6 | 4 | 9 | 8 | 83 |
| 院内報告制度 | 43 | 8 | 5 | 6 | 4 | 9 | 8 | 83 |
| 職員研修 | 43 | 8 | 5 | 6 | 4 | 9 | 8 | 83 |

「平成29年度 和歌山県医療機能調査」

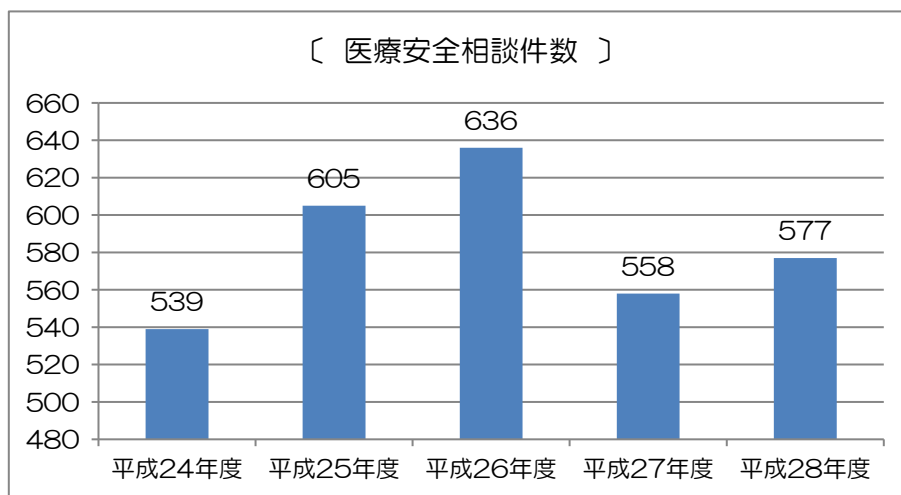
〔 病院の診療報酬における感染防止対策に係る加算の算定状況 〕

| | 和歌山 | 那賀 | 橋本 | 有田 | 御坊 | 田辺 | 新宮 | 合計 |
|----------------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 感染防止対策加算1算定病院 （共同カンファレンス実施病院） | 5 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 11 |
| 感染防止対策加算2算定病院 （共同カンファレンス参加病院） | 9 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 1 | 21 |
| 感染防止対策地域連携加算 ^{*3} 算定病院 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 8 |

「平成29年度 和歌山県医療機能調査」

(2) 医療安全相談体制

- 本県では、平成15年度から「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等への医療情報の提供や相談体制の強化を図っていますが、今後も多様化する医療相談等に対して中立的な立場から迅速に対応していく必要があります。

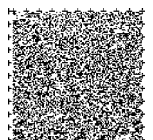


- 県内の病院における医療安全相談窓口の設置は76病院となっており、全83病院の92%となっています。

〔 病院の医療安全相談体制状況 〕

| | 和歌山 | 那賀 | 橋本 | 有田 | 御坊 | 田辺 | 新宮 | 合計 |
|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 医療安全相談窓口の設置 | 39 | 8 | 4 | 6 | 4 | 8 | 7 | 76 |

「平成29年度 和歌山県医療機能調査」



施策の方向

(1) 医療安全体制の整備

- 医療機関に対して毎年実施する立入検査を通じ、安全管理体制の整備状況を確認、指導する等、医療機関における安全確保のための取り組みを推進し、医療事故が起これにくい環境づくりに努めます。
- 医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業で収集された医療事故例や医療安全情報を関係団体及び県内医療機関へ情報提供することにより、安全管理意識の徹底に努めます。
- 医療機能評価機構が実施する医療事故情報収集等事業で収集された医療事故例や医療安全情報を、関係団体及び県内医療機関へ情報提供することにより、安全管理意識の徹底に努めます。

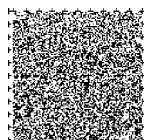
(2) 医療安全相談体制の充実

- 医療安全相談員を配置し、医療安全相談・医療情報提供の充実に努め、医療の安全性、信頼性の向上を図ります。
- 病院における医療安全相談窓口の設置など、相談体制の整備を促進します。

〔 医療安全支援センター（医療安全相談窓口） 〕

| 設置場所 | 電話番号 | 相談時間 | 相談内容 |
|----------------|--------------|--|----------------|
| 福祉保健部健康局医務課 | 073-441-2611 | 月～金曜日 (祝日、 12/29～1/3 除く) 午前9時00分から 午後0時00分まで 午後1時00分から 午後4時00分まで | 医療上又は医療内容のトラブル |
| 海南保健所総務健康安全課 | 073-482-0600 | | |
| 岩出保健所総務健康安全課 | 0736-61-0020 | | |
| 橋本保健所総務健康安全課 | 0736-42-0491 | | |
| 湯浅保健所総務健康安全課 | 0737-64-1291 | | |
| 御坊保健所総務健康安全課 | 0738-22-3481 | | |
| 田辺保健所総務健康安全課 | 0739-26-7933 | | |
| 新宮保健所総務健康安全課 | 0735-21-9630 | | |
| 新宮保健所串本支所保健環境課 | 0735-72-0525 | 月～金曜日 (祝日、 12/29～1/3 除く) 午前8時30分から 午後5時15分まで | 病気や健康に関する相談 |
| 和歌山市保健所総務企画課 | 073-433-2261 | | |

医療上又は医療内容のトラブル等の相談については、当事者間の問題解決の取り組みに向け中立的な立場から助言します。



数値目標

| 項目 | 現状 | 目標（2023年度） | 設定の考え方 |
|-------------|--------------------|------------|---------------------|
| 医療安全相談窓口の設置 | 76 病院 (2017 年度) | 全病院 | 県内全ての病院に医療安全相談窓口を設置 |

■用語の説明

※1 医療事故調査制度における医療事故

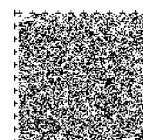
当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの。

※2 アウトブレイク

感染症が集団発生すること。

※3 感染防止対策地域連携加算

診療報酬の入院基本料等加算。感染防止対策加算1を算定する医療機関同士が年1回以上、互いの医療機関に赴いて相互に感染防止に関する評価を行った場合、加算する。



2. 医療サービスの向上

現状と課題

(1) 医療機関の有する機能に関する情報提供体制

○ 医療は、人の生命・身体に直接関わるサービスであるため、患者等を保護する観点から、医療機関がその有する機能について広告可能な事項は、客観性、正確性を確保できるものに限られているため、適正な指導を行います。

○ 県では、住民が医療機関を適切に選択できるよう、医療機関から報告を得た医療機能情報を「和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）」に登載し、インターネットを通じてわかりやすく住民に提供しています。

このシステムに、県内の医療機関（病院、診療所及び助産所）1,724 か所が登録されており、診療科目、専門外来、在宅医療、予防接種など様々な条件で検索が可能です。現状では県内の全 1,751 医療機関の情報を登載するまでに至っていないため、一層の充実が必要です。

○ また、県内の病院でホームページを開設しているのは 79 病院あり、全 83 病院の 95%となっています（「平成 29 年度和歌山県医療機能調査」）。

(2) 医療機関における医療サービスの向上

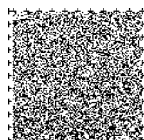
○ 患者本位の医療を実現するため、医師が医療を提供するにあたり、適切な説明を行い、患者が理解し同意すること（インフォームドコンセント）が重要です。

○ 患者や家族が主体性をもち、より適した治療法を患者自身が選択して治療を受けるため、主治医以外の医師に専門的意見を聞くセカンドオピニオンが可能な体制整備が求められます。県内病院のセカンドオピニオン実施状況は、患者の申し出があれば診療情報提供書を交付する病院が 63 病院あり、全 83 病院の 75.9%となっています。また、セカンドオピニオン外来を有する病院は 11 病院となっています（「平成 29 年度和歌山県医療機能調査」）。

〔 セカンドオピニオン対応状況（自施設の患者への対応） 〕

| 項 目 | 医療機関数 |
|---------------------------|-------|
| 1. 申し出があれば診療情報提供書等を交付している | 63 |
| 2. 担当医師に任せる | 13 |
| 3. 実施していない | 7 |

「平成 29 年度 和歌山県医療機能調査」



〔 セカンドオピニオン外来設置病院 〕

| 医療圏 | 医療機関名 |
|-----|--|
| 和歌山 | 稲田病院、須佐病院、誠佑記念病院、日本赤十字社和歌山医療センター、福外科病院、県立医科大学附属病院、中江病院、和歌山労災病院 |
| 田 辺 | 南和歌山医療センター、紀南病院、国保すさみ病院 |

「平成 29 年度 和歌山県医療機能調査」

施策の方向

(1) 情報提供体制の充実

- 患者等が知りたい事柄について正確な情報を得られるよう、客観的事実を証明できない、或いは誤解を招くような広告記載事項等への指導を徹底します。
- 和歌山県広域災害・救急医療情報システム（わかやま医療情報ネット）のさらなる充実を図り、県内全ての医療機関の医療機能等に関する正確な情報を提供し、住民が医療機関を適切に選択出来るよう支援します。

「わかやま医療情報ネット」

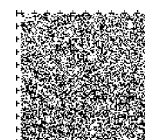
URL : <https://www.wakayama.cq-net.jp/>

(2) 医療機関における医療サービスの向上

- セカンドオピニオンを行いやすい環境づくりや体制の充実について、県医師会、県病院協会と連携を図り、各医療機関に働きかけます。

数値目標

| 項目 | 現 状 | 目標（2023 年度） | 設定の考え方 |
|--------------------|-----------------------|----------------|------------------------------------|
| わかやま医療情報ネット登録医療機関数 | 1,724 か所 (2017 年度) | 全ての病院、診療所及び助産所 | 県内全ての病院、診療所及び助産所が、わかやま医療情報ネットに登録する |



3. 情報化の推進（遠隔医療・青洲リンク等の取組）

現状と課題

（1）遠隔医療

- 平成26年7月から、県立医科大学附属病院と13公的医療機関（12病院、1診療所）において、テレビ会議システムを活用した遠隔カンファレンスを開始し、医大専門医への相談体制を構築することにより、公的医療機関医師の診療支援を行っています。

平成29年度からは、遠隔医療推進協議会を設立し、上記システムをへき地診療所等に拡大し、へき地診療所等医師の診療及びキャリア形成を支援しています。

また、患者にとっても、住み慣れた地域で専門医の助言を受けることができ、遠方の医療機関への通院負担の軽減に繋がっています。

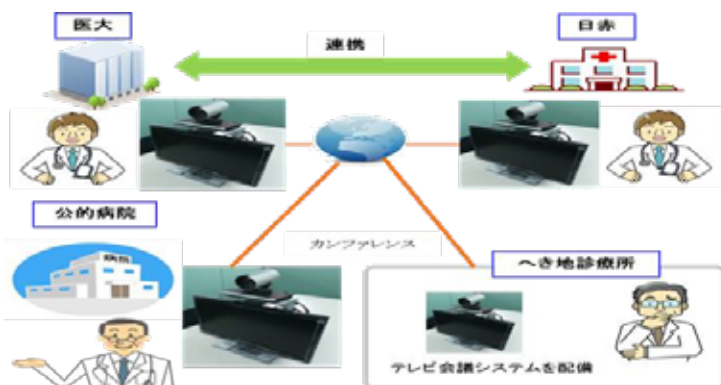
- 平成29年度から、モバイル端末を活用した遠隔救急支援システムを3次救急医療機関及び2次救急医療機関の公立病院等に配備しています。

このシステムを活用し、院外にいる専門医が当直医に対し、治療方針を助言することにより、不要不急の3次救急医療機関への転送を防止する効果が期待できます。

また、3次救急医療機関へ患者を転送する場合でも、事前に患者の検査画像データを送信することにより、患者到着から処置までの時間の短縮を図ります。

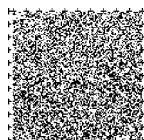
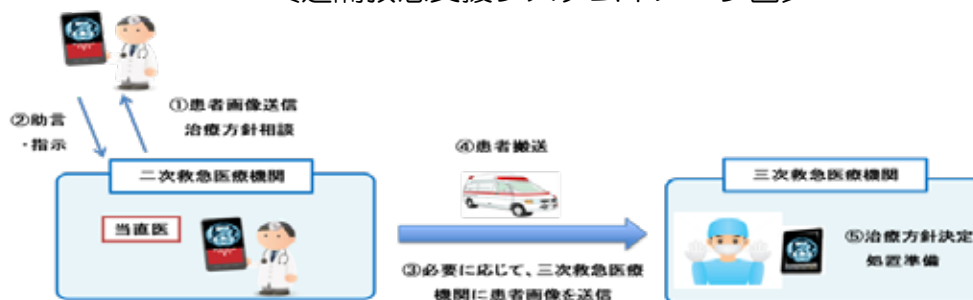
〔遠隔カンファレンスイメージ図〕

〔実際の遠隔カンファレンスの様子〕



院外にいる二次救急医療機関の専門医

〔遠隔救急支援システムイメージ図〕



(2) 医療機関における診療情報の共有

- 安心・安全な医療サービスの支援を目的に、平成 25 年度に参加医療機関間で診療情報を共有するのくに医療連携システム「青洲リンク」を構築し、和歌山県立医科大学附属病院が運営を行っています。

これにより、平時は参加医療機関間の電子カルテ、検査結果、調剤実施情報などインターネットを通じて情報共有でき、患者の治療内容の向上、重複投薬や重複検査の回避に役立っています。また、災害時は共有情報を活用して災害時医療を支援する仕組みとなっています。

- 参加医療機関数は未だ少なく、平成 29 年 12 月末時点で医療機関 37 施設、薬局 103 施設が参加しています。

(3) 医療と介護の情報連携

- 在宅医療では、医療や介護の関係機関との診療情報の共有が重要な課題となっています。

本県では、平成 25 年度から平成 27 年度まで在宅医療連携拠点事業を活用し、地域の在宅医療に積極的に携わる病院等を中心とした多職種間の情報共有システムの構築を推進してきたところです。また、田辺保健医療圏が先行して、医療機関や介護施設をネットワークでつなぎ、患者の診療情報や生活情報を共有するためのシステム構築を進めています。

(4) 救急医療情報の提供

- 救急医療体制を円滑に運用するため、「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」において、和歌山県広域災害・救急医療情報システムを用いて、医療機関の応需情報（空床数、救急対応医療設備等）を収集しています。収集情報は、情報システムを通じて消防機関に提供されています。また、救急患者発生時に県民からの電話照会に対して、365 日 24 時間体制で迅速かつ正確な情報提供を行っています（案内電話番号：073-426-1199）。

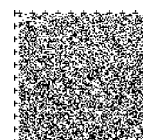
- 県民向けには、ホームページ（わかやま医療情報ネット）を通じて医療機関の診療情報を提供するとともに、特にお盆や年末年始の救急医療体制に係る資料提供を行うなど、適切な受療に向けた地域の医療体制の周知を行っています。

<https://www.wakayama.qq-net.jp/>

(5) 薬局機能情報提供制度

- 医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために「薬局機能情報提供制度」を運用し、インターネット上で必要な情報を公表しています。

<https://www.wpa.or.jp/pharmacy/>



(6) 電子版お薬手帳

- 「患者のための薬局ビジョン」で示されているICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握を推進するため、電子版お薬手帳^{*1}の県民への普及を進めるとともに、医療機関・薬局においては、青洲リンクを活用した患者情報の共有による連携を推進しています。

施策の方向

(1) 遠隔医療

- テレビ会議システムを活用した遠隔カンファレンスシステムをへき地診療所に拡大し、県民がどの地域に住んでも専門的な医療を受けることができる体制整備を引き続き推進します。
- 遠隔救急支援システムの推進により、二次救急医療機関と三次救急医療機関等の連携を強化し、不要不急の三次救急医療機関への搬送防止を図ります。
また、患者到着から処置までの時間を短縮することにより、患者の救命率及び予後の向上に寄与する体制づくりを進めていきます。
- ICTを活用した在宅療養患者の重症化予防に取り組みます。

(2) 医療機関における診療情報の共有

- 平時から診療情報を共有し、災害時に医療機関の診療データ消失により診療機能に支障が生じないように、青洲リンクの参加医療機関の拡充を進めます。

(3) 医療と介護の情報共有

- 訪問看護師や在宅訪問を実施する薬剤師、訪問診療を実施する歯科医師、介護施設のケアマネージャー、ヘルパーなど多職種による連携、ICTの活用等による情報共有体制の構築に向けた取り組みを進めます。

(4) 救急医療情報の提供

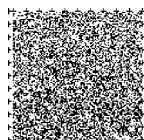
- 和歌山県広域災害・救急医療情報システムを活用した県民向けの電話相談に関する周知・広報を引き続き実施します。

(5) 薬局機能情報提供制度

- 「薬局機能情報提供制度」について、県民が薬局を容易に検索できるよう掲載内容の充実を図ります。

(6) 電子版お薬手帳

- 県民がより多くの薬局で電子版お薬手帳の利用が可能となるように、対応できる薬局数の拡大を図ります。



■用語の説明

※1 電子版お薬手帳

スマートフォンの普及等 ICT 化の進展に伴い、医薬関係団体、調剤薬局チェーン、民間企業等で様々な仕様のもものが開発されている。従来の紙のお薬手帳に比べて、服用歴以外に、運動の記録や健診履歴等の健康管理に関する情報が管理可能なものもある。また、将来的には地域医療情報連携ネットワークで共有される患者情報との連携も可能になると期待されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

